

研究結果

本研究は中国食品産業における品質管理の歴史的経験と教訓を概括し、現段階の中国食品安全監督管理システムを完備させるべきところを検討した。特に近年の食品安全不祥事（毒餃子事件、有毒粉ミルク事件など）をケーススタディーして、法制度、行政面、企業自体および流通ルートなどをミクロ的な視点から分析し、具体策を提出した。日本など先進諸国の食品安全監督管理のシステムとの比較研究を通じて、成功経験及び不足を評価し、その経験を中国の食品安全システムの改善に活用する。今まで中国は包括的かつ専門的な「食品安全法」などはないため、食品安全法をもとにする食品安全法律保障体系が確立される必要はある。2009年6月1日中国食品安全法が実施され、従来の食品品質基準、衛生基準及び業種基準などを調整し、基準なし、重複及び矛盾などの問題を解決して、関連の内容と指標を次第に国際的食品基準システムに連動させ、国民健康に必要な国家基準体系を建っている。つまり、食品安全法の実施は中国食品安全監督管理が新たな段階にまい進したと考えられる。

重要な貿易相手としての中日両国が食の安全に関する長期的協力の仕組みを立ち上げることは食品貿易の中で起きた問題を有効的に解決するうえで非常に積極的な役割を果たせる。本研究は中国の対日食品輸出を中心に、中日食品安全協力メカニズムの可能性、政府間の協議体制、企業の努力などについて分析した。特に2010年3月26日“毒餃子”事件の結果が発表されることは中日両国間の食品安全分野における相互信頼を深め、食品安全の協力体制の条件を熟成させた。また2010年、中日両国政府は食品安全推進メカニズムを推進することに一致し、年内両国首脳に調印される予定です。内容は1、部長レベルの定期交渉メカニズムを確立し、年度の行動計画を相談し、食品安全分野の情報を公開する；2、問題発生時の情報公開、相手の検査グループを受け入れ、業者・流通ルートなどに検査協力；3、監督範囲は食品のほか添加剤、包装容器、玩具等など、を含める。

将来、食品安全問題に対応するために、中国は国家食品安全リスク評価センターを作り、条件を満たす県、市に拠点を開設し、食品安全リスク評価体系を健全化し、食品検査、有毒有害物質の査察、リスク評価などの能力をアップさせるべき。法によって、違反者を威喝する。また中国は次の方向に引き続き努力すべきである：第一、一連の事前管理和防犯メカニズムを確立する。次に、食品安全監管理体制を更なる合理化へ。たとえば中国現行の「段階的管理を主として、品種管理を補助とするする」体制から「品種管理を主として、段階的管理を補助とするする」体制に転換する。第三、早いうちに現有の疾病予防と医療機関サービス体系を利用し、全国に食品生産経営の各プロセスを包括できる体系を確立し、部門間の情報疎通ネットワークを作り、情報開示を進めるべき。第四、食品安全事故の対処メカニズム（善後策などを含め）を打ち出す。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表（題名・発表者名・会議名・日時・場所等）

日本の食品安全監督管理・張青松・中国社会科学院工業經濟研究所定例報告会・2010年3月15日・中国社会科学院工業經濟研究所會議室にて

中国食品安全問題の性質とガバナンス・張永建・第四回中国食品安全技術フォーラム・2009年6月22日・広州

中国食品安全法実施の意味・張永建 張青松・2010中国保健食品業界フォーラム・2010年5月15-16日・北京

論文（題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等）

書籍（題名・著者名・出版社・発行時期等）

「ポジティブリスト制度」、「いわゆる毒餃子事件」など、張青松ほか、中日関係史東京大学出版会、2009年8月